

意見書  
全会一致  
可決

陳情（要請）を受け、審議し、関係行政庁に意見書を提出しました。

所得税法の寡婦控除制度の改正を

所得税法上の寡婦控除は、配偶者と死別または離婚した後再婚していない女性で、扶養する子がいる人などに適用される制度である。婚姻歴のない母子世帯の母には適用されていない。

婚姻歴のない母子世帯の母は、所得税・住民税の算定基準となる課税所得が高くなるだけでなく、公営住宅の家賃、保育料等の算出の際に、大きな不利益をこうむる結果となっている。

所得税法の寡婦（寡夫）控除制度を早急に改正し、婚姻歴の有無、男女の別にかかわらず、全てのひとり親に対して控除を適用するよう強く要請する。

提出者 赤嶺奈津江  
あて先 衆参議院議長

内閣総理大臣 他

\*意見書から一部抜粋しています

人事  
全会一致  
可決

監査委員、選挙管理委員、人権擁護委員  
決まる

・町監査委員

稻福 清 氏（宮城）

・選挙管理委員

赤嶺 松男 氏（宮平）

照屋 照守 氏（神里）

大城 康廣 氏（照屋）

宮城 政行 氏（宮城）

・人権擁護委員

上原 弘子 氏（宮平）

赤嶺 和子 氏（喜屋武）

人権擁護委員とは

人権侵害による被害者の救済をしたり、人権相談や地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行います。

臨時会  
1月16日

食料や生活用品など  
災害用備蓄品を購入

災害用の備蓄品を購入し、緊急時への対応を行いました。

備蓄品は主にパン入り缶詰や保存水、緊急対策用トイレ袋など災害時に必要となる食料と生活用品が中心です。  
今回購入する備蓄品は、各自治会へ配布され、常備保存されます。



平成28年までに人口の20分の1の3日分を目標に備蓄